

(別紙)

平成19年 3月23日付け付議第 1号事件  
 平成19年 5月16日付け付議第 2号事件  
 平成19年 7月11日付け付議第 3号事件  
 平成19年 9月12日付け付議第 4号事件  
 平成19年11月14日付け付議第22号事件  
 平成19年12月12日付け付議第23号事件  
 平成20年 3月12日付け付議第 3号事件  
 平成20年 5月21日付け付議第 4号事件  
 平成20年 7月 9日付け付議第 6号事件  
 平成20年12月10日付け付議第 9号事件  
 平成21年 2月 4日付け付議第 2号事件  
 平成21年 6月10日付け付議第 5号事件  
 平成21年11月26日付け付議第 6号事件  
 平成21年11月26日付け付議第 7号事件  
 平成22年 3月10日付け付議第 1号事件

## 準備書面(21)

平成22年6月18日

電波監理審議会主任審理官 殿

〒104-0061

東京都中央区銀座6丁目5番13号JDB銀座ビル7階  
ふじ合同法律事務所(送達場所)

電話番号 03-5568-1616

FAX 03-5568-1617

総務大臣代理人 弁護士 熊谷 明



指定職員

総務省総合通信基盤局電波部長

吉田



総務省総合通信基盤局電波部

電波環境課長

岡野直



電波政策課企画官

野水



総務大臣は、本準備書面において、平成22年3月31日の電波監理審議会の審理を踏まえ、本件技術基準の合理性等について、従前の主張を補充する。

なお、略称等は、特に断らない限り従前の例による。

## 第1 本件技術基準策定後の実験の結果と当初の理論との関係について

### 1 総務大臣が実施した実験の結果と当初の理論との関係について

本件PLC機器に適用する本件技術基準は、我が国の代表的な家屋を想定してモデル化された回路網（電力線）に通信時のPLC機器を接続した際の、同回路網（電力線）からの漏えい電波の電界強度が、離隔距離において周囲雑音レベル程度以下になるように、高速電力線搬送通信に関する研究会において理論的に検討し、情報通信審議会における審議を経て策定されたものであって、科学水準に照らし十分な合理的な根拠に支えられた実効性のある基準である。

このことについては、総務大臣の準備書面（12）第1（1ページ以下）等において詳細に主張したとおりであり、「情報通信審議会答申」（乙第4号証）、「高速電力線搬送通信に関する研究会報告書」（乙第5号証）、杉浦行氏の陳述書（乙第141号証）及び同人の参考人尋問等多数の証拠によって立証済みである。

しかしながら、本件技術基準は、上記のとおり理論的に導出し、さらに3カ所で実測した結果を踏まえて策定したものであるが、その策定過程においては、我が国の代表的な家屋を想定するなどの近似・モデル化等が行われている。

この近似・モデル化に当たっても、その妥当性が十分に検討されており合理的であることは、上記準備書面及び関係各証拠によって主張・立証済みであるが、これらが複雑に組み合わされる実環境において現実の製品を作動させた場合には、想定外の動作をすることも全くないとはいえない。

そこで、総務大臣は、念のため、型式指定処分を行った実際のPLC機器を実環境で作動させた場合の漏えい電波の電界強度を測定することによって、本件技術基準の合理性を検証することとした。

その際は、統一的な測定要領を定め（乙第94号証）、それに従って得られた測定結果及び全データを証拠として提出した（乙第95号証、同第96号証、同第98号証ないし乙第103号証、乙108号証ないし乙111号証）。

提出した上記証拠に基づく測定結果及びその評価については、総務大臣の準備書面（5）Ⅱの第1の1（19ページ以下）、同（6）及び同（9）で詳述したとおりである。

すなわち、いずれの測定結果も、1ページに測定条件、2ページに測定場所及びその周囲の状況（航空写真又は地図）、3ページ（乙96号証、乙99号証及び乙101号証は3ページ及び4ページ）にPLC機器を設置した家屋等の見取り図とPLC機器設置場所及び測定場所を示している。4ページ（乙96号証、乙99号証及び乙101号証は5ページ）以下は、測定結果をグラフ化したものである。測定方向、通信系統ごとに、アンテナのX軸、Y軸及びZ軸の電界強度及びそれらの合成電界強度を示している。桃色で記載しているのが周囲雑音の電界強度、紺色で記載しているのがPLC機器動作時の電界強度（周囲雑音を含む。）である。最後に測定したデータ

をすべて添付している。そして、測定したままの値(X軸、Y軸及びZ軸の測定値(「測定値」の項))、アンテナファクタを明記した上で、補正後の各軸の電界強度値(「電界強度」の項の環境X、環境Y及び環境Z)及びそれらをベクトル合成した値(環境合成)を示している。

例えば、乙96号証についてみると、17ページ、南5メートル通信系統1の合成電界強度5mのグラフの14MHz～19MHz付近で、紺色の線が桃色の線の7dB $\mu$ V/m程度上側に来ており、他にもいくつかのグラフで紺色の線が上側に来ている周波数帯域が存在するものの、家屋の一部の方向において、特定の通信系統を使用したときに、特定の周波数帯域においてそのような部分が存在するにすぎず、それ以外の方向、通信系統及び測定周波数帯域では、PLC機器からの漏えい電波は周囲雑音レベル以下となっている。したがって、万一、家屋の一部の方向において、特定の通信接続を使用したときに、特定の周波数帯域でPLC機器からの漏えい電波が周囲雑音より大きくなっていることにより、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えたとしても、配線・使用系統や周波数の調整等によって、十分に対処することが可能であると考えられる。

同様に、他の機器の測定結果についても、紺色の線が桃色の線の上側に来ている周波数帯域が存在するものの、十分に対処することが可能であると考えられる。

よって、これらの測定結果によって、当初の理論を基に策定した本件技術基準が実環境においても何ら問題なく妥当するものであることがより一層明らかにされたと解される。

## 2 申立人らの実施した測定結果について

申立人らも、型式指定処分が行われたPLC機器を用いた漏えい電波の電界強度の測定を実施し、その状況を申立人らの準備書面(1)第1の2以下(1ページ以下)等において主張し、測定結果を書面化したものを証拠提出している(甲第49号証、同第50号証等)。

しかし、申立人らの上記測定結果は、いずれも周囲雑音の測定方法及び測定結果、漏えい電波の電界強度を測定した時刻、測定に利用した家屋における測定時の他の電気・電子機器使用状況、家屋周囲の環境が明らかになっておらず、また、数値処理された結果のグラフ等を明らかにするに止まり、数値処理前の測定したままのデータが明らかにされていないため、測定結果の当否を検討することが不可能である。

この点については、従前から総務大臣においては求釈明を行ってきたところであるが(例えば、総務大臣の準備書面(4)第2以下、同準備書面(11)第3等)、申立人らはそれに応じていない。

このように、申立人らの実施した測定結果は、結論をグラフ化するなどして示してはいるものの、測定データそのものや測定時の環境等、結論に至る過程が明らかでない以上、その当否の検証すらできないのであるから、その信用性は乏しいものと言わざるを得ず、本件の技術基準の不合理性を示す証拠たり得ない。

なお、申立人らは、青山貞一氏、土屋正道氏、北川勝浩氏の各陳述書(甲第160号証、同第170号証及び同第180号証)及び同人等の本人尋問及び参考人尋問

によっても、同趣旨の陳述及び尋問を行っているが、これについては後記第5で述べる。

## 第2 市販されているP L C機器からの漏えい電波により、アマチュア無線家等が受けた被害について

P L C機器に関する型式処분을開始した平成18年度から平成21年度までに、総務省が受理した混信申告の内、P L C機器からの漏えい電波が原因でアマチュア無線に障害が発生したと確認したものはない。なお、P L C機器からの漏えい電波が原因でアマチュア無線に障害が発生しているのではないかとの申告があったものは、4件であった。

このうち、2件についてはP L C機器以外のものが原因であることが判明した。

また、1件については、湯沸かし器、暖房機器のインバータ、P L C機器等からの漏えい電波ではないかとの申告があったが、電波が微弱なため、電波発射元の特定はできなかった。申告者に状況を説明したところ、これ以上の措置を取らないことについて理解が得られた。

残る1件については、申告のあった場所付近で調査を実施したが漏えい電波は確認できなかった。申告者宅を訪問し障害の状況を確認しながら調査を進めたいとして、申告者に対し都合のよい日程を質問したが、総務省が使用する測定機器の性能が不十分なため測定をしても無意味として訪問を拒否されており、その後、連絡をとっても回答がない状態である。

## 第3 ノッチフィルタの付加と型式指定処分との関係について

P L C機器へのノッチフィルタの付加は、製造業者が独自の判断で行っているものであり、電波法施行規則第46条の2第5号に示すとおり、ノッチフィルタの付加を型式指定の条件として義務づけていない。

したがって、ノッチフィルタの有無は、型式指定処分の許否に何ら影響はない。

なお、ノッチフィルタを付加して型式指定処分を受けたP L C機器は、ノッチフィルタを付加した状態で型式指定処分を受けている以上、使用するに当たっても、ノッチフィルタを付加した状態で使用しなければならず、電波法上の所要の個別許可を受けない限り、ノッチフィルタを外して使用することは許されない。

## 第4 本件技術基準と基準策定当時のC I S P Rにおける考え方との関係等について

### 1 本件技術基準と基準策定当時のC I S P Rにおける考え方との関係について

本件技術基準と策定当時のC I S P Rにおける考え方との関係については、既に述べたとおり、総務大臣の準備書面(12)第1(1ページ以下)等において詳細に主張したとおりであり、「情報通信審議会答申」(乙第4号証)、「高速電力線搬送通信に関する研究会報告書」(乙第5号証)、杉浦行氏の陳述書(乙第141号証)及び同人の参考人尋問等多数の証拠によって立証済みである。

しかしながら、審理結果を踏まえ、改めて、その概要を以下のとおり主張する。

電子機器等が発する不要な電波は、周波数が30MHz以上である場合、主として

機器筐体等から直接放射される。このため、情報技術装置に関するCISPR規格(CISPR 22)では、機器から直接放射される電波の電界強度を測定し、これによって得られた数値が $30\text{ dB}\mu\text{V}/\text{m}$ ( $30\text{ MHz}\sim 230\text{ MHz}$ )又は $37\text{ dB}\mu\text{V}/\text{m}$ ( $230\text{ MHz}\sim 1000\text{ MHz}$ )以下であればよいとされている。本件技術基準においても、この規定をそのまま採用している。

他方、 $30\text{ MHz}$ 以下の電波は、機器から直接放射されるよりも、機器に接続された電力線や通信線を伝って機器の外部に流出する伝導妨害波電流(コモンモード電流)によって発生する電波が支配的である。この漏えい電波は、接続する電力線等の特性に依存するため、機器単体の周辺で電界強度を直接測定する方法が取り得ない。そこで、コモンモード電流等を測定する方法、すなわち、漏えい電波の原因となり、その大きさが漏えい電波と相関を有する物理量であるコモンモード電流等を直接規制することとしている。本件技術基準においても、CISPR規格(CISPR 22)と同様の考え方から、不要電波の発生源であるコモンモード電流を直接規制することによって、電磁妨害波を制限したものである。

したがって、本件技術基準は、既存のCISPR規格(CISPR 22)において採用されている電磁妨害波の制限方法の考え方に則ったものであり、その許容値は情報技術装置に関するCISPR規格とほぼ同じかそれ以下に制限している。

よって、本技術基準は、国際的に広く認められた不要電波の規制方法を、PLCという通信の特殊性に応じて一部修正してはいるものの基本的に踏襲し、それによって採用した許容値は、CISPR規格とほぼ同じかそれ以下であるので、無線等の妨害を排除するためにより配慮されたもので既存の無線利用の共用に資するものであるといえる(そして、念のため実環境における測定結果もそのことを裏付けていることについては、上記第1の2で主張したとおりである。)

## 2 CISPRにおけるPLCに係る技術基準の検討の現状について

この点についても、既に総務大臣の準備書面(20)の第3及び第4で主張したとおりである。

しかしながら、審理結果及びCISPRのI小委員会のマーティン・ライト議長の所見(乙第154号証)を入手したことを踏まえ、改めて、その概要を以下のとおり主張する。

2009年7月31日、それまでI小委員会で検討が進められていた2種類のPLCの技術基準、すなわち欧州の構成員の主張に基づく技術基準(通称「タイプ1」。以下同じ。)と我が国の構成員の主張に基づく技術基準(本件技術基準とほぼ同様。通称「タイプ2」。以下同じ。)を併記したCD(CISPR文書:CIS/I/301/CD、甲189号証)が、I小委員会を構成する各国国内委員会に発出された。

その後、I小委員会に設置されているPLC検討のためのプロジェクトチームにおいて、タイプ1とタイプ2については別々の文書を作成することとした上で、タイプ1を優先し、タイプ2については更に議論を行うとの合意が得られた。

プロジェクトチームの意見が、プロジェクトチーム構成員の多数決で作られたもの

で、各国国内委員会のコンセンサスではなく、IEC（国際電気標準会議）で定められた5年間の審議期間も終了間近であったため、本年1月8日、I小委員会から各国国内委員会に対し、タイプ1に関する文書（CDV）を作成し各国の投票にかけるか否かについての意見を求める質問書（CIS/I/322/Q）が送付された。

これに対する各国国内委員会からの意見を踏まえ、2月26日、CDVは作成しないこととされるとともに、PLCに係るCISPR規格案の今後の取扱いについては、10月以降に改めて検討されることとされている（CIS/I/325/RQ）。

すなわち、CISPRにおけるPLCに係る技術基準の検討状況は、タイプ1もタイプ2も、各国国内委員会の投票にかけるに至らず、今後の取り扱いを検討する段階に止まっているのであって、タイプ1又はタイプ2のいずれも否定されたわけではなく依然として検討段階にあるというのが正しい認識である。

なお、前回審理で主任審理官及び異議申立人らから提出を求められたCISPR文書（CIS/I/322/Q、CIS/I/325/RQ）及びPLCに係るCISPRの議事録の審理への提出について、IEC事務局のCISPR担当者パイリフ氏に問い合わせたところ、IEC内部でのみ利用可能であり提出は不可能との回答であった（乙155号証）。そのため、これに代わるものとしてCISPRのI小委員会のマーティン・ライト議長から、PLCの検討状況に関する所見を入手したので、これを乙第154号証として提出するものである。

### 3 現在のCISPRの状況が本件型式指定処分に与える影響について

この点については、CISPRの状況が上記2で主張したとおり、本件技術基準とほぼ同様のタイプ2が否定されたわけではなく、依然として検討段階にある以上、本件型式指定処分の適否を論ずる前提を欠いていると雷うべきである。

しかしながら、本件異議申立てが、本件PLC機器の型式指定処分の取消しを求めていることに鑑み、本件各型式指定処分が適法であることについて、その法的側面について、念のため、改めて、主張する。

① 本件各型式指定処分は、いずれも、総務大臣が電波法施行規則第46条の2第1項第5号に規定する条件に適合すると認め、申請に係る各PLC設備毎に型式を指定したものである。

そして、本件各型式指定処分が、上記条件に適合していること、その他手続的要件を満たしていることについては、既に本件各型式指定処分毎にその適法性を主張し、立証しているとおりであり、異議申立人らもこの点については争っていない。

② 異議申立人らは、上記のとおり、本件各型式指定処分がその根拠法令の規定する要件に適合していることを前提にしつつも、その根拠規定、すなわち、電波法施行規則第46条の2第1項第5号の規定が、上位規範である電波法第100条第1項による委任の範囲を逸脱していることを理由に本件各型式指定処分は違法である旨主張している。

そして、電波法施行規則第46条の2第1項第5号の規定は、本件各型式指定処分の対象となるPLC機器が満たさなければならない技術的事項が規定されているところ、その技術的事項は、有識者により構成される「高速電力線搬送通信に関

する研究会」で議論した上で、情報通信審議会情報通信技術分科会に諮問し、意見公募も踏まえた上で、情報通信審議会が総務大臣に答申した内容、すなわち本件技術基準どおりに規定されている。

- ③ そこで、本件各型式指定処分の適否を判断するに当たっては、電波法施行規則第46条の2第1項第5号の規定が上位規範である電波法第100条第1項の委任の範囲を逸脱しているか否かを検討する必要があり、その検討に必要な範囲で、本件技術基準の合理性の有無について考察する必要がある。

- ④ 電波法は、本件PLC機器のような電力線通信設備を高周波利用設備として規定しており、その規定の概要は、総務大臣の平成20年11月12日付け準備書面(12)第1の1の(1)のア(2ページ)等で詳細に主張しているとおりで、その大要は、以下のとおりである。

すなわち、電波法は、高周波利用設備を設置するためには、原則として事前の設置許可を必要とする一方で、同法第100条第1項では、総務省令で定める設備の設置は例外として許可を要しないと規定している。

これを受けて電波法施行規則第44条第1項第1号(1)は、定格電圧100V又は200V及び定格周波数50Hz又は60Hzの単相交流に通ずる電力線を使用するものであって、その型式について総務大臣の指定を受けた電力線搬送通信設備を許可を要しない設備として規定し、同条第2項第2号は、総務大臣が当該設備の型式を指定する際の区分のひとつとして、屋内において2MHz～30MHzの周波数の搬送波による通信を行う本件PLC機器を規定している。

そして、同規則第46条の2第1項第5号において、本件PLC機器の型式を指定するための技術的条件を規定している。

- ⑤ ところで、総務大臣の上記準備書面(12)第1の2の(1)のイ(3ページ)等で詳細に主張しているとおり、電波法第100条第1項が総務省令に委任する設置許可を要しない通信設備は、漏えい電波が弱く、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える可能性が低いものであることが必要であると考えられるところ、そのような通信設備は多種多様なものが想定され、技術の進歩等によっても多様に変遷すると考えられることから、設置許可を要しない通信設備の範囲については、行政の専門的な判断に委ね、広く総務大臣に委任している。

そこで、総務大臣は、設置許可を要しない通信設備の範囲を画するための技術基準を定めるにあたっては、電波障害の予防措置としての効果や利用を認めた場合の影響等を総合的に勘案するための裁量が認められていると解され、その裁量を逸脱する場合とは、技術基準を定めるに当たって検討した重要な事実を誤認があるか、又は、評価が明白に合理性を欠くことにより、技術基準自体が電波法の趣旨に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであると認められる場合に限られるというべきである。

- ⑥ 本件技術基準は、上記②でも述べたとおり、少数の者の独断で策定されたものではなく、多数の有識者の見解を元に意見公募を踏まえた上で策定されたものであるから、その策定過程において、科学技術水準を十分に反映している。

そして、本件技術基準の合理性については、総務大臣の上記準備書面(12)第

1 (1 ページ以下) 等で詳述し、「情報通信審議会答申」(乙第4号証)、杉浦行氏の陳述書(乙第141号証)及び同人の参考人尋問等多数の証拠によって立証済みである。

そうすると、本件技術基準は策定当時の科学技術水準に照らし、十分な合理性に支えられていることは明かであるから、本件技術基準に基づく電波法施行規則第46条の2第1項第5号は、電波法第100条第1項の委任の範囲内の規定であることを疑う余地はない。

したがって、電波法施行規則第46条の2第1項第5号は電波法の趣旨に照らし十分な合理性を有しているというべきであるから、同規定に基づく本件各型式指定処分が適法であることもまた明かである。

⑦ ところで、申立人らは、PLCに関するCISPR規格の策定状況について言及し、本件技術基準に基づく日本国の提案が否定されたとして、本件技術基準は現在の科学技術水準に照らし不合理であることが明らかになったとして、電波法施行規則第46条の2第1項第5号もまた、科学技術水準に照らし不合理であるから電波法第100条第1項の委任の範囲を逸脱している旨も主張しているようである。

しかし、この点についての申立人らの主張が誤りであることは、既に述べたとおりである。そうすると、本件技術基準は、現在の科学技術水準によっても否定されていないというべきであるから、同基準に基づいて制定された電波法施行規則第46条の2第1項第5号の規定の合理性にも何ら疑義は生じていない。

このことは、本件技術基準に基づいて型式処分がなされたPLC機器を使用して漏えい電波の電界強度を測定した結果(乙第95号証、同第96号証、同第98号証ないし乙第103号証、乙108号証ないし乙111号証)は勿論のこと、現在までPLC機器に起因する電波障害事案が認められていないことから十分に裏付けられているというべきである。

したがって、異議申立人らがPLC機器に関するCISPR規格の策定状況について言及し、本件技術基準に基づく日本国の提案が否定されたとする主張は、そもそもその前提事実を誤認しており、異議申立人らの主張する事実は存しないのであるから、失当である。

## 第5 申立人らの陳述書及び本人又は参考人尋問について

申立人らの陳述書については、反対尋問及び準備書面で反論しているが、この点についても、審理結果を踏まえ、現時点で必要と思料する範囲内で改めて主張する。

### 1 青山氏の陳述書(甲第160号証)及び尋問結果について

青山氏が同人の陳述書及び尋問結果において述べた千葉県成田市における実験(甲第154号証)について、5-1に示す実験結果は、電界強度が相対的にしか示されておらず、絶対値で示されていない。したがって、PLC機器無接続状態に比べPLC機器接続状態の電界強度が高くなっていても、微小な差が拡大されて表示されているだけかもしれない、実際にどの程度高いのかが分からない。

また、この実験では、同一実験であるにもかかわらず甲第154号証と甲第156



号証で受信アンテナの高さとエレメントが異なっている上、測定された周波数ごとにどのアンテナを用いて測定したのか不明である。

他に、総務省の実験では20回以上の測定を行った平均値をもって電界値としているのに対し、この実験は1回きりの測定データしか示されておらず、他に何回測定したかも不明である。

さらに、照明器具や家電機器のON/OFF（除去を含む。）の状況等、PLC機器以外に受信状況を悪化させる要因の有無も不明である。

これらのことが明らかとならない限り、異議申立人青山氏が甲第160号証その他で陳述している千葉県成田市におけるPLC機器からの漏えい電波のアマチュア無線への影響に関する実験の結果について、その妥当性を判断することができない。

したがって、その信用性は極めて乏しいと言わざるを得ない。

同じ実験の6の商業放送に関する実験結果について、短波放送の受信については、総務大臣の準備書面（22）の1で述べるとおり、短波放送の受信者の申立適格は否定されるべきものであると考えるので、本審理において取り上げる必要はないと考えるが、参考までに実験の不備について指摘する。

電界強度が相対的にしか示されていない点及びPLC以外に受信状況を悪化させる要因が不明である点については、先に述べた5-1に示す実験結果と同様である。さらに、この実験では、受信障害が発生したとする商業放送が、そもそも日本向けに発信されたものであるか否かも不明である。

千葉県佐倉市における実験（甲第149号証）及び群馬県北軽井沢における実験（甲159号証）について、短波放送の受信者の申立適格及び実験結果の不備については、千葉県成田市における実験の6について述べたとおりである。さらに、これらの実験では、視聴結果のみで周囲雑音及びPLC通信時の電界強度が不明で、定量的な評価ができない。

## 2 北川氏の陳述書（甲第180号証）及び尋問結果について

北川氏は、同人の陳述書の19ページ以下で、高速電力線搬送通信に関する研究会では、フォールデッドダイポールからの漏えい電波を過小評価していると述べている。しかし、北川氏は、研究会がフォールデッドダイポール効果の発生を見落とした可能性を指摘しているが、その発生頻度については明らかにしていない。

確かに北川氏が述べたとおり、フォールデッドダイポール効果が発生する場合もあり得るが、それは共振条件によることから非常に限られたケースであると考えられる。仮にこの効果が発生する頻度が高いたれば、PLC機器からの漏えい電波による受信障害が多発しているはずであるが、本準備書面の第2で述べたとおり、PLC機器からの漏えい電波が原因でアマチュア無線に障害が発生したものはない。

よって、北川氏が陳述で述べた理論は、本件技術基準の妥当性を判断する際に考慮する必要はないと考えられる。

その他、北川氏の陳述書及び尋問結果で述べた内容は多岐にわたり、いずれも本件技術基準の合理性を学術的見地から否定しようとするものであるが、上述のとおり、北川氏の理論が正しく、かつ、北川氏の想定するような場合が頻発するのであれば、

PLC機器からの漏えい電波による受信障害が多発して然るべきであるが、現実にはそのような事態に至っていない。

したがって、北川氏が陳述書及び尋問結果による本件技術基準の合理性を否定する内容は、純学術的な当否は置くとして、少なくとも本件技術基準の合理性を否定する論拠にはなり得ない。

### 3 土屋氏の陳述書（甲第170号証）及び尋問結果等について

土屋氏が陳述書及び尋問で述べた実験については、総務大臣の準備書面（11）の第3（4ページ）及び同準備書面（18）の第1の5及び6（2、3ページ）で述べ、求釈明するなどしたとおりであるが、審理の結果を踏まえ、必要な範囲で改めて主張する。

土屋氏の陳述書の図2・11ページで示される測定系の測定下限については、周波数特性が不明である。実験の妥当性を判断するには、平成21年7月15日付の杉浦参考人の回答書の図1同様に、「測定可能電界強度の下限値」の周波数特性を明らかにする必要がある。

また、甲第170号証9ページ及び甲81号証により、アンテナファクタが2MHzから30MHzまでの間において、-6dB一定であるとし、しかも偏波について何ら言及しておらず、純粋なループアンテナではないDX-One Proについて、どのようにアンテナファクタを校正したのか、その校正法が不明である。また、アンテナファクタの周波数特性も不明である。

さらに、測定結果について、測定数値そのものを全く示すことなく、不可逆な（すなわち、提示されたデータのみからは、元の測定結果が求められない）数値処理をした後の結果のみを提示している。これでは、数値処理の妥当性を確認することができず、提出した結果の当否を客観的に評価することができない。

これらの点が明らかとならない限り、異議申立人土屋氏が甲170号証その他で陳述している周囲雑音及びPLC機器からの漏えい電波の電界強度の測定値について、その妥当性を判断することはできない。

したがって、その信用性は極めて乏しいと言わざるを得ない。

また、仮に土屋氏が陳述書で述べた実験結果が妥当であり、広く汎用性があるとするならば、PLC機器からの漏えい電波による受信障害が多発しているはずであるが、本準備書面の第2に述べたとおり、PLC機器からの漏えい電波が原因でアマチュア無線に障害が発生した例はない。